

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス: 駐在員の銀行取引

～「個人外貨管理法」と「個人外貨管理法実施細則」について～

個人の外貨取引について、本年 2 月 1 日より新たな外貨管理法(*)が施行されている。新規定では取引主体を「国内個人」と「国外個人」とに分けており、駐在員や出張者は「国外個人」に該当する。そこで、新外貨管理法について、日本人駐在員、出張者に関係のある、「国外個人」の銀行取引に焦点を当てて解説する。

*:「個人外貨管理法」(2006 年 2 月 25 日公布)、「個人外貨管理法実施細則」(2007 年 1 月 5 日公布)

今回の管理法改定の目的は、近年個人の旅行、貿易取引の活発化とこれに伴う外貨決済の増加を受けて、個人の外貨取引を標準化し利便性を高めることにある。同時に、人民元高が続く中で経常取引を利用した不動産等への投機が顕著となりつつある為、こうしたホットマネーの流入を防ぐこと、また個人の外貨保有規制を緩和することで国際収支の均衡を図ることも意図している。

このような背景の下、新外貨管理法は経常取引と資本取引とに区分した上で、経常取引はさらに経営性・非経営性に分類しているのが特徴となっている。また、外貨の人民元転に対しては年間限度額を設定し、その他の経常取引に対しては 1 日当たりの累計取引額に応じて管理する方式で、手続きを明確にしている。以下、具体的手続きについて整理してみる。

【外貨口座と外貨現金管理】

個人の外貨口座は、従来外貨現金口座(*)1と外貨預金口座(*)2に分かれていたのが、「外貨貯蓄預金口座」に 1 本化された。また、対外貿易経営者の決済用口座は、従来の「対外貿易決済口座」が「外貨決済口座」に名称が変更された。

*1: 現金による預入可、払出可。送金による預入不可、払出可。

*2: 現金による預入不可、払出可。送金による預入可、払出可。

なお、外貨口座は使用目的により、「外貨決済口座」「外国投資者専用外貨口座」「外貨貯蓄預金口座」の 3 種類に分類される。

口座種類	管理内容		
外貨決済口座	- 対外貿易経営者の決済用口座。 - 工商登記等手続きが必要。口座管理は法人口座と同様。		
外国投資者専用外貨口座	- 資本取引用の口座。 - 口座開設、人民元転には外管局の批准が必要。		
外貨貯蓄預金口座	- 非経営性の外貨受け払い用の口座。 - 本人確認証明書等の書類に基づき口座開設。		
	現金引出	1 日累計 1 万米ドル相当額以下の場合	銀行で直接取り扱う。
		1 日累計 1 万米ドル相当額超の場合	- 銀行所在地の外管局へ本人確認書類、資金使途証明書等書類の事前届出が必要。 - 銀行は本人確認書類、外管局が押印した「外貨現金引出届出表」に基づき、外貨現金引き出し手続きを行う。
	現金預入	1 日累計 5,000 米ドル相当額以下の場合	銀行で直接取り扱う。
		1 日累計 5,000 米ドル相当額超の場合	銀行は、本人確認書類、税関の押印した「中華人民共和国入国旅客荷物物品申告書」或いは預金銀行が発行した外貨現金引出証憑に基づき、外貨現金預け入れ手続きを行う。

【経常項目の外貨管理】

経常項目の非経営性の取引については、必要書類に基づき銀行限りで取引が可能としている。
 なお、経常項目の経営性の取引(＝貿易決済)に対する管理は、基本的に法人に対する管理に準じる。
 (前項「外貨決済口座」参照)

取引内容	条 件	管 理 内 容
外貨の人民元転	・年間限度額(5万米ドル相当)を超えない場合	・本人確認書類に基づき銀行が取り扱う。
	・年間限度額(5万米ドル相当)を超える場合	・本人確認書類及び以下の関連書類により、銀行銀行が取り扱う。 ①家賃類の支出: 物件管理部門で登記した物件賃貸契約、領収書または支払通知 ②生活消費類の支出: 契約または支払通知 ③医療、就学等の支出: 国内の病院(学校)の領収書 ④その他: 関係証明及び支払証憑 * 上記人民元転が1回5万米ドル相当額以上の場合、元転後の人民元資金を直接取引相手の国内人民元口座に振り込むこと。
人民元の外貨転	・合法的な人民元収入による外貨購入の場合	・本人確認書類及び取引が記載された関連証明資料(納税証明書を含む)に基づき取り扱う。 ・年度制限額なし。
	・兌換後未使用の人民元を外貨現金に再交換する場合	・本人確認書類及び兌換証憑に基づき取り扱う。兌換証憑の有効期間は兌換日から24ヶ月。 ・1日の兌換金額が累計で500米ドル相当額を超えない場合、または出国前に国内関税地域外での1日の兌換金額が累計で1,000米ドル相当額を超えない場合、本人確認書類に基づき取り扱う。
外貨貯蓄口座からの送金	—	・本人確認書類に基づき銀行が取り扱う。
外貨現金による送金	・1日累計で1万米ドル相当額以下の場合	・本人確認書類に基づき銀行が取り扱う。
	・1日累計で1万米ドル相当額を超える場合	・本人確認書類に加え、税関が押印した「中華人民共和国税関入国旅客貨物物品申告書」または、本人が外貨現金を引出した銀行での外貨現金引出証憑に基づき銀行が取り扱う。

【資本項目の外貨管理】

個人外貨管理弁法では、国外個人の不動産の購入・売却、B株への投資、金融商品への投資等、資本取引に係わる外貨受け払いについても、手続きを明確にしている。

取 引 種 類	管 理 内 容
不動産購入	・国内分譲用不動産を購入する場合、自己使用原則に従い、外貨の受取・支払と送金は関連外貨管理規定に合致していなければならない。 ・人民元建て不動産売却代金は、外管局の批准を得て外貨購入・対外送金が可能。
B株(*1)投資	・関連規定に従う。
国内で発行・流通している金融商品	・QFII(*2)を通じて行う。

* 1: 外国投資家向けに発行された、外貨で取引される中国国内の上場株式。現在は、中国国内投資家にも開放されている。

* 2: 適格外国機関投資家

なお、「個人外貨管理弁法」及び「個人外貨管理弁法実施細則」では、「国内個人」の外貨管理について「国外個人」よりも詳細に規定している。「国外個人」の主な規定は上記の通りであるが、規定公布後間がなく、また地域により運用が異なることもある為、当初は「国外個人」に対しても「国内個人」に関する規定が適用される可能性がある点に留意を要する。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●全人代 8%成長を目標に

3月5日、中国の第10期全国人民代表大会第5回会議が開催された。温家宝首相はその政府活動報告の中で本年のGDP成長目標を8%前後とし、その理由として、エネルギー節約、汚染削減、成長の闇雲な追求を防ぐためとした。

●発展改革委員会 高成長を正常なものと評価

国家発展改革委員会の馬凱主任は全人代でのインタビューで、去年の10.7%の成長率は正常なものであるとした。この理由として4年連続で10%程度の成長が維持され振幅が小さいこと、物価が安定していること、企業収益・財政収入が好調であること、単位GDPあたりエネルギー消費が低下したこと、エネルギー需給が改善したことをあげた。

●2006年末 中国の人口総数は13.1億人

国家統計局が3月1日に発表した統計によると、2006年末の中国の人口総数は13億1,448万人と2005年末より692万人増えた。出生率は1.2%、新生乳児の男女比は1:1.19。なお、人口総数のうち、農村人口は7.3億人、人口全体の56%を占めた。

3. 貿易・投資

●国家級開発区の政策方針を見直す可能性も

商務部外資司の李志群司長は同部 Website で以下のコメントを行った。即ち、法人税統一、人民元切上げ、輸出増値税還付引下げ、加工貿易政策、産業政策、土地政策、労働雇用政策、環境保護政策及び開発区政策の調整は中国の外資利用に一定の影響を及ぼすことが予想されるが、商務部は各政策措置を検討し、外資利用政策の連続性と安定性を継続する。国家級経済技術開発区は、内外資企業法人税の統一による税制面での優位性喪失に土地資源不足、労働力コスト上昇等が加わり、新しい挑戦に直面している。このため、商務部は関係部門と共同で「国家級開発区管理条例」の策定を急いでおり、開発区に関する法規・制度の見直しで優位性を維持させる方針。

●「外商投資建設工程服務企業管理規定」公布

建設部と商務部は「外商投資建設工程服務企業管理規定」を公布した(3月26日から実施)。これによると中外合弁、中外合作及び外資100%出資の建設工程服務企業が建設工程監理、工程入札代理と工程建設予算コンサルティングに従事できる。外商投資の建設工程服務企業の設立は商務部及び省レベルの商務主管部門が審査・批准する。

2. 産業

●新規の石炭探査権申請を中止

2月27日、国土資源部は「石炭探査権申請の中止に関する通知」を発表し、通知発表日から2008年12月31日までに国務院が批准した重点石炭開発プロジェクト等を除き、新規の石炭探査権申請(入札、オークション等競売方式による石炭探査権譲渡も含む)を中止することとした。石炭の過剰生産を抑制することを狙う。

●中国の携帯端末販売台数1億台超え

諾盛通信諮詢公司によると、2006年の中国における携帯端末販売台数は前年比28%増の1億919万台となった。うち、GSM端末が1億251万台、CDMA端末が668万台。新規ユーザーの増加及び買代えが端末販売の好調を押上げた。一方、ブランド集中度が更に高まっており、2006年第2四半期に販売台数の上位2社のノキアとモトローラの合計市場占有率は50%を超え、第3、4四半期では一層上昇した。なお、2007年では、中国の携帯端末の80%市場シェアは3-5社の大手会社に占められると予測されている。

4. 金融・為替

●温家宝総理 金融業の持続且つ健全な発展を促進

温家宝総理は中国共産党機関誌「求是」(5期号、3月1日)で、「金融改革の進展により持続的で健全な発展を促進することを」を発表した。ここで前回全人代以降、中国の金融改革が顕著な成果を見せたことと、グローバル化と流動性増加の環境下で更なる改革が必要であることを主張した。そして今後の主要課題として、都市部・農村部と多層化する金融構造の改善、金融機関の業務管理手法の改革、対外開放と競争力の強化、健全な法体制の構築等をあげた。

●企業年金基金が銀行間債券市場への投資を許可

中国人民銀行と労働社会保障部は企業年金基金の全国銀行間債券市場への投資を認めることに関する通知を発表した。企業年金基金の運用手段の拡大と債券市場の育成を狙うもの。企業年金は「企業年金試行弁法」に基づき調達された資金とその運用収益からなった企業の補充年金。現在、一部大手国有企業で企業年金が実施されており、昨年末までの累計で約900億元の規模となっている。

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 2 月中旬から 3 月上旬にかけて公布または施行された法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[規則] ●「外商投資建設工事サービス企業管理規定」(建設部、商務部令第 155 号、2007 年 1 月 22 日公布、同年 3 月 26 日施行) ○「国家税務総局の渉外企業所得税総合(合併)申告納付管理の規範・強化の関係問題に関する通知」(国税発[2007]23 号、2007 年 2 月 28 日発布) ●「税関輸出入貨物商品分類管理規定」(税関総署第 158 号令、2007 年 3 月 2 日公布、同年 5 月 1 日施行) ○「税関行政処罰案件処理手続き規定」(税関総署第 159 号令、2007 年 3 月 2 日公布、同年 7 月 1 日施行)	外資建設工事サービス企業の設立認可に関する規則。詳細は、下記の解説をご参照。 分支機構(分公司)を持つ外商投資企業と外国企業の所得税申告に関し、総機構所在地の税務機関が発行する「外商投資企業所得税総合申告納付確認書」により分支機構の納税申告を免除すること、分支機構所在地の税務機関が発行する財産損失税前控除、固定資産減価償却などに関する「分支機構審査確認、届出事項確認書」により総機構が総合申告することなどを通知したもの。2006 年度の確定申告から実施される。 輸出入商品の HS コード分類に関する規則。詳細は、下記の解説をご参照。 「税関行政処罰実施条例」(2004 年 11 月 1 日施行)にもとづき、行政処罰案件の調査、決定、執行の手続きについて規定したもの。
--	--

●外資建設工事サービス企業に関する規則が公布される

外資の建設工事サービス企業の設立認可に関する規則が制定された。建設工事サービスとは、工事監理、工事入札代理、工事価格コンサルティングをいう。建設分野での外商投資企業の設立認可に関する規則としては、工事請負企業に関する「外商投資建築企業管理規定」(建設部・対外貿易経済合作部令第 113 号、2002 年 12 月 1 日施行)、設計企業に関する「外商投資建設工事設計企業管理規定」(建設部・対外貿易経済合作部令第 114 号、2002 年 12 月 1 日施行)があるが、工事サービス企業に関してはこの規定が初めてである。

外資の建設工事サービス企業は、合弁、合作、独資のいずれも可とされている。

設立手続きは、省・自治区・直轄市の商務部門に申請し、そこから同級の建設部門に回送され、その意見をふまえて商務部門が認可または不認可を決定する。この間、両部門の審査期間は合計で 45 日以内とされる。認可が決定された場合、「外商投資企業批准証書」が交付され、申請企業は 30 日以内に登記し、「営業許可証」の交付を受ける。その後、改めて建設部門に建設工事サービス企業の「資質」申請を行う。

この規定には、設立する外商投資企業の具体的な条件が定められていないが、資質に関する別の規則にある。工事監理については「工事監理企業資質管理規定」(建設部令第 102 号、2001 年 8 月 29 日施行)、工事入札代理については「工事建設プロジェクト入札代理機構資格認定弁法」(建設部令第 154 号、2007 年

3月1日施行)、工事価格コンサルティングについては「工事価格コンサルティング企業監理弁法」(建設部令第149号、2006年7月1日施行)である。資質には甲級、乙級、あるいはそれ以下の等級があるが、新設企業や既存の外商投資企業で申請する場合には、最低の等級からのスタートとなる。

そのおおよその条件については、下記をご参照いただきたい。

	工事監理企業(丙級)	工事入札代理企業(暫定級)	工事価格コンサルティング企業(乙級)
等級基準	①企業責任者及び技術責任者が8年以上の建設工事業務に従事した経験を持ち、技術責任者は「工事監理師」の登録証書を取得していること ②「工事監理師」の登録証書を取得した人員が5名以上いること ③登録資本が10万元以上であること ④2ヵ所以上の建設工事または1ヵ所以上の専門工事を請け負ったことがあること	①工事建設類登録業務資格を持つ人員が6名以上いること(うち登録工事価格師が3名以上、工事入札代理業務従事経験が3年以上の人員が6名以上いること) ②技術経済責任者が専従で、8年以上の工事監理経験を持ち、高級技術経済職稱と工事建設類登録業務資格を持っていること ③登録資本が100万元以上であること	①技術責任者が工事価格師の登録証書を取得しており、工事または工事経済の高級専門技術職稱を持ち、工事価格専門業務に10年以上従事した経験を持っていること ②専従の専門人員が12人以上いること(うち工事または工事経済の中級以上の専門技術職稱を持つ人員が8名以上、工事価格師の登録証書を取得している人員が6名以上いること) ③登録資本が50万元以上であること など9項目
業務可能工事	工事分類上の「3等工事」	総投資額6千万元以下の工事	工事価格が5千万元以上の各種建設プロジェクト
有効期限	1年(2年連続で年度検査に合格した場合、1級上の資質申請が可能)	3年(満1年で乙級への昇格申請が可能)	3年(満3年で甲級への昇格申請が可能)

●税関のHSコード確定に関する規則が公布される

5月1日から、税関のHSコード確定に関する新しい規則が施行される。これは、輸出入商品のHSコードが不明な場合に、事前に税関への確認を可能とする制度についての規則で、現行の「税関輸出入商品事前分類管理弁法」(税関総署令第80号、2000年4月1日施行)に代わるものだ。

事前に輸入商品のHSコード確定を申請する場合には、実際に貨物が輸入される45日前に、直属税関(省級税関)に所定の申請表に詳細を記入し、関係資料を添付して申請する。直属税関では、税関の関係法令や税関総署の過去の決定に明確な規定がある場合、受理日から15業務日以内に「商品事前分類決定書」を発行し、同時に对外公布する。明確な規定がない場合には、7業務日以内に商品分類に関する行政裁定の申請を通告する。行政裁定については、「税関行政裁定管理暫定施行弁法」(税関総署第92号令、2002年1月1日施行)に規定されており、原則として輸出入の3ヵ月前に直属税関に申請し、最終的に税関総署かその授權機構が15業務日に以内に受理・不受理を決定し、受理の場合には60日以内に行政裁定を出し、同時に对外公布する。

現行の弁法では、「商品事前分類決定書」は原則として直属税関が発行(直属税関が税関総署の判断を仰ぐもの、商品分類をめぐってトラブルになっているものは税関総署が発行)し、有効範囲は当該管轄区内、有効期限は1年とされているが、新規定では、直属税関が発行するものの、関係法令や税関総署の決定を根拠にし、また行政裁定は税関総署が行うことから、関係法令に変更がない限り、「同一の貨物には同一の商品分類決定を適用する」とされている。

進出企業の税関とのトラブルの一つに、HSコードの判定をめぐる見解の相違があるが、この制度をうまく利用することでこうしたトラブルを回避することできるものと期待される。

以上

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.03.05	7.7390	7.7389~7.7500	7.7500	0.0035	6.7152	0.1322	0.9911	0.0002	10.1771	0.0259	1.6512	2926.60	47.36
2007.03.06	7.7453	7.7410~7.7473	7.7415	0.0085	6.6556	0.0596	0.9909	0.0001	10.1480	0.0291	1.6000	2984.44	57.84
2007.03.07	7.7422	7.7390~7.7425	7.7400	0.0015	6.6480	0.0076	0.9904	0.0005	10.1497	0.0017	1.5300	3043.17	58.73
2007.03.08	7.7370	7.7353~7.7426	7.7400	0.0000	6.6300	0.0180	0.9907	0.0003	10.1830	0.0333	1.5500	3076.24	33.07
2007.03.09	7.7405	7.7401~7.7473	7.7445	0.0045	6.5991	0.0309	0.9912	0.0004	10.1754	0.0076	1.4000	3087.02	10.78

トピックス

[3月05日]

- 国家税務総局当局者は「最近、政府が株式取引で得た利益に対する非課税政策の調整を検討しているとの憶測が社会に流布している。これは全く事実無根である」と述べ、同局が国内市場での株式譲渡益(キャピタルゲイン)に対する課税を計画しているとの観測を否定した。
- 朱從玖 上海証券取引所総経理は3日、過去1週間に中国株が急落したことについて、経済ファンダメンタルズへの懸念によるものではなく、正常な調整にすぎないとの見解を示した。
- 呉曉靈 中銀副総裁は3日、資本流入に歯止めをかけることによって人民元の上昇圧力を緩和する政策の一環として、同国は外国企業による人民元建て債券の発行を恐らく年内に認める可能性があるとの見解を示した。
- 呉曉靈 中銀副総裁は3日、同国の為替改革について米国が人民元のより速いペースでの柔軟化を求めたとしても、中国は独自の道を歩んでいくとの方針を示した。
- 周小川 中銀総裁は、中国の金融機関が近いうちに香港で人民元建て債券の発行を開始する見通しであることを明らかにした。
- 周小川 中銀総裁は、時期は示さなかったものの人民元の変動幅を拡大すると表明した上で「人民元の変動幅拡大は、市場の状況次第である」「現在の変動幅の範囲内で元を管理する余地がある」と述べた。また「消費者物価上昇率は若干高めである」「現在の中国の金利水準は適切である」と述べた。

[3月07日]

- 成思危 全人代常務委員会副委員長は「中国が必要な外貨準備は6000~7000億米ドルに過ぎず、1兆米ドルを越える準備高は過大である」「人民元の急激な上昇を期待するのは非現実的である」「中国の株式市場は、過去1週間の調整にもかかわらず、まだバブル状態にある」と述べた。
- 馬凱 国家発展改革委員会(NDRC)主任は、資本規制と株式市場の規模の小ささから考えて、中国が先週の世界同時株安の引き金になったと言うのは筋違いであるとの見解を示した。

[3月08日]

- 全人代に提出された企業所得税法案では、企業所得税の税率は内外企業とも25%に一本化され外資には5年かけて段階的に導入するとし、一部ハイテク企業に15%の優遇税率を適用、ベンチャーキャピタルや環境保護・エネルギー・水の節約に対してあらたな優遇措置を提案するとして上で、輸出型の外国企業に対する税制優遇措置の廃止を提案した。
- ポールソン米財務長官は「中国は、金融セクター改革を加速する必要がある」「世界経済は健全であり、成長は強く低インフレである」「米中間には、方向性ではなく変化のペースについての不一致がある」「中国の成長はアンバランスで、安価な製品輸出に過度に依存している」「中国は、より規模の大きい政府債市場や流動性の高い社債市場が必要である」「中国の硬直的な為替相場や巨額な黒字は、銀行への大量の流動性流入につながる」「中国の保険会社に対する規制は機関投資家の投資を阻害する要因である」「中国は、金融セクター改革を加速する必要がある」と述べた。
- 国家外為管理局は個人が海外に直接投資する事を認め且つ企業による国内での外貨建債券発行を認める可能性があるとした。
- 呉曉靈 人民銀行副総裁は、銀行システムの過剰流動性を吸収するため預金準備率を一段と引き上げる余地があるとの見解を示した。
- 香港金融管理局(HKMA)は8日公表したレポートの中で、人民元が実質10%上昇すれば、中国のGDP伸び率が年間1%ポイント低下するとの見通しを示し、貿易不均衡は2年間でGDPの2.5%縮小するだろうと試算している。加えて、人民元上昇による影響はそれが緩やかなものであっても、過熱する景気を抑制し貿易不均衡を是正する上で、為替が効果的なツールになることを示していると指摘した。

[3月09日]

- 金人慶 財政相は「外貨準備の管理体制を2分割することを決定した」と述べた上で国務院が管轄する新たな投資機関を設立し、1兆700億米ドルに上る中国の外貨準備の一部を運用するとし、「外貨準備の管理は、シンガポール政府投資機関を手本にする」「中国政府が中銀からの外貨購入目的で人民元建て債を発行とのうわさは事実無根である」と述べた。また「通常の外貨準備は引き続き国家外為管理局(SAFE)が管理する。もう一方については、外貨管理会社が財政省ではなく国務院の指導の下に管理する」と述べ、安全性が最優先でありその上で管理効率の向上と投資リターンの拡大を目指すとした。

RMB レビュー&アウトルック

- 前週終値比ではやや元高水準となる7.7390にてオープンした人民元は、同日中に7.7500まで反落した。先週は全人代開催に伴う要人発言が相次いだ、為替市場には特段の影響は見られず、ポールソン財務長官が訪中した3/8に一旦、中銀公表相場(7.7386)・日中取引価格(高値7.7353)とも為替制度変更後の最高値まで上昇したものの、翌日には反落、結局、週を通じて小幅な値動きとなった。今週も引き続き全人代が開催。週初には中央銀行総裁による通貨政策にかかわる会見も予定されており、要人発言に注目したい。
(市場業務部・為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しく御願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されております。